

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公表番号】特表2016-513597(P2016-513597A)

【公表日】平成28年5月16日(2016.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2016-029

【出願番号】特願2015-562468(P2015-562468)

【国際特許分類】

B 6 2 K	5/06	(2006.01)
B 6 2 K	5/10	(2013.01)
B 6 2 J	25/00	(2006.01)
B 6 2 J	1/00	(2006.01)
B 6 2 J	1/08	(2006.01)

【F I】

B 6 2 K	5/06	
B 6 2 K	5/10	
B 6 2 J	25/00	C
B 6 2 J	1/00	Z
B 6 2 J	1/08	Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月24日(2017.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人を運ぶための三輪車(1)であって、

前記三輪車(1)の実質的に長手方向軸に配置された前輪(2)と、

前記三輪車(1)の前記長手方向軸に対して両側に、横方向に配置された2つの後輪(3)と、

前記車輪(2,3)に接続するフレームであって、前記三輪車(1)の実質的に長手方向に位置する傾斜軸(19)を中心にして横方向に回動可能な回動部(4b)を有するフレーム(4)と、

前記フレーム(4)の一部であるか、又は前記フレーム(4)に取り付けられたフットレスト(5)と、

前記フレーム(4)の一部であるか、又は前記フレーム(4)に取り付けられた第2ユーザサポート(6)と、

を備え、

前記フレーム(4)は、前記3つの車輪(2,3)の支持平面に対して実質的に不動の部分(4a)を備え、

前記フレーム(4)の前記回動部(4b)は、前記実質的に不動の部分(4a)に対し回動可能であり、前記三輪車(1)のフロントに配置され、前記前輪(2)に接続し、前記三輪車(1)のフットレスト(5)を有し、

前記フレーム(4)の前記実質的に不動の部分(4a)は、前記三輪車(1)のリアに配置され、前記後輪(3)に接続し、

前記フレーム(4)の前記実質的に不動の部分(4a)は、坐骨サポート(6)として

設計された、前記三輪車(1)の第2サポート(6)を備える、三輪車(1)。

【請求項2】

前記傾斜軸(19)は、前記三輪車(1)の前記長手方向軸を含み且つ前記3つの車輪(2,3)の前記支持平面に実質的に垂直である平面に配置されており、この軸(19)は、前記3つの車輪(2,3)の前記支持平面に対して1°～10°傾斜しており、その傾斜は前記三輪車(1)に負荷が加わったときに変化する、請求項1に記載の三輪車(1)。

【請求項3】

前記傾斜軸は、前記3つの車輪(2,3)の前記支持平面に対して約6°傾斜している、請求項2に記載の三輪車(1)。

【請求項4】

前記傾斜軸(19)を中心にして回動する前記回動部(4b)の最大傾斜()は、約15°である、請求項1～3のいずれか一項に記載の三輪車(1)。

【請求項5】

前記フレーム(4)の前記回動部(4b)を初期位置に戻すため、前記回動部(4b)をセンタリングする手段(7)、

を備える、請求項1～4のいずれか一項に記載の三輪車(1)。

【請求項6】

前記回動部(4b)をセンタリングする前記手段(7)は、シリンダー(7)を備える、請求項5に記載の三輪車(1)。

【請求項7】

前記シリンダー(7)の圧力は、調整可能である、請求項6に記載の三輪車(1)。

【請求項8】

ユーザの足を前記3つの車輪(2,3)の前記支持平面に対して傾けて置くことができるよう前記フットレスト(5)が配置されている、請求項1～7のいずれか一項に記載の三輪車(1)。

【請求項9】

前記フットレスト(5)は、ユーザの足を置くための1つ又は複数のバー(5)の形態で設けられている、請求項8に記載の三輪車(1)。

【請求項10】

前記坐骨サポート(6)は、前記三輪車の実質的に前記長手方向軸を有する面に配置された傾斜軸であって前記3つの車輪(2,3)の前記支持平面に対して約60°～90°傾斜している傾斜軸の周りを、前記フレーム(4)に対して回動することができる、請求項1～9のいずれか一項に記載の三輪車(1)。

【請求項11】

前記傾斜軸の周りの前記坐骨サポート(6)の最大傾斜()は、約15°である、請求項10に記載の三輪車(1)。

【請求項12】

前記坐骨サポート(6)を初期位置に戻すため、前記坐骨サポート(6)をセンタリングする手段(8)を備える、請求項10または11に記載の三輪車(1)。

【請求項13】

前記坐骨サポート(6)をセンタリングする前記手段(8)は、トーションばね(8)を備える、請求項12に記載の三輪車(1)。

【請求項14】

前記坐骨サポート(6)は、高さ方向に調整可能に前記フレーム(4)に取り付けられる、請求項1～13のいずれか一項に記載の三輪車(1)。

【請求項15】

前記三輪車は、ユーザを横方向にサポートするために、実質的に前記坐骨サポート(6)の両側に且つ前記坐骨サポート(6)の一部の上方に取り付けられた横方向サポート(

9) を備える、請求項 1 ~ 1 4 のいずれか一項に記載の三輪車 (1)。

【請求項 1 6】

前記横方向サポート (9) は、前記坐骨サポート (6) に対して横方向に調整可能である、請求項 1 5 に記載の三輪車 (1)。

【請求項 1 7】

前記横方向サポート (9) は、前記三輪車 (1) の前記長手方向軸に実質的に垂直であり且つ前記 3 つの車輪 (2 , 3) の前記支持平面に実質的に平行である傾斜軸を中心にして、前記坐骨サポート (6) に対して回動可能である、請求項 1 5 または 1 6 に記載の三輪車 (1)。